

## アサヒビール株式会社からの寄付金を活用した 「奈良県の里地・里山保全事業」

### 1 趣旨・目的

- 「奈良県地域貢献サポート基金」は、多様な主体が連携・協力して地域課題に取り組むことにより、くらしやすい地域づくりを進めることを目的として設立されました。
- 本基金では、県民・事業者の皆様等からいただいた寄付金を活用して、地域課題の解決に取り組むNPOや自治会等の地域貢献活動団体の活動を支援します。
- 今回募集するのは、アサヒビール株式会社からの寄付金を活用した「奈良県の里地・里山保全事業」です。

### 2 寄付者様がテーマを設定した趣旨

奈良県は、北部には、奈良盆地の田園風景及びそこに散在する数多くの文化遺産が一体となって素晴らしい歴史的な自然環境が形成されています。また、南部吉野山地には、すぐれた山岳風景とそこに息づく多様な動植物が織りなす素晴らしい自然環境に恵まれており、豊かな自然とふれあうことができます。今回、奈良県内の里地・里山での生物多様性の保持やその理解促進のための教育活動などを支援することで、豊かで美しい奈良の自然環境を、将来の世代に引き継いでいきたいと考えています。

### 3 募集事業

- 以下の（１）から（４）までのすべての条件を満たす企画提案を募集し、その中から優れた提案を選定して補助を行います。
  - （１）寄付者設定テーマに合致する事業であること（奈良県の里地・里山保全事業）。
    - 〈例〉・野草自生地、湿地、遊休農地などの里山環境保全や整備
    - ・動植物や昆虫の生育環境保全や生物多様性の保持
    - ・里山環境保全の理解促進のための教育（啓発）活動 など
  - （２）応募団体の規約・定款等で、行うことができる事業であること。
  - （３）社会貢献活動としてふさわしくない次のような事業ではないこと。
    - ・特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
    - ・政治、宗教にかかわる事業
    - ・営利を目的とした事業
    - ・法令等に違反している事業

- (4) 奈良県の他の事業により補助又は委託を受けている事業ではないこと、もしくは受ける見込みのある事業ではないこと。

#### 4 補助事業の期間

- 補助事業は、次の期間に実施し、かつ、完了する事業とします。

平成25年4月1日から平成26年2月末日までに実施し、かつ、完了する事業。

#### 5 選定件数及び補助金額等

- 選定件数

3件程度

- 補助金額

1事業50万円を上限（総額1,431,874円を上限）

- 補助対象経費

事業の実施に直接要する会議費、交通費、印刷製本費、通信費、諸謝金、消耗品費等の経費

- 対象外経費

- ・ 他者からの補助や委託等を受けて実施する事業にあたっては、その額に相当する経費
- ・ 飲食に係る経費
- ・ 団体の事務所の管理運営費

- 補助率

補助対象経費の10分の10

- 補助事業による収入

当該補助による事業を実施する際は、受益者からの利用代金や入場料金等の徴収は行わず、原則無料で行うものとします。ただし、講座におけるテキスト代や教材費等の実費相当額を徴収する必要がある場合は、当該金額を徴収することができます。なお、補助金額は、補助対象経費から当該補助事業による収入を除いた金額となります。

#### 6 応募団体の資格

- 次の(1)から(3)のいずれかに該当する団体とします。なお、応募は、第4「補助事業の期間」に記載された期間に、1団体につき、1提案までとします。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）に定める特定非営利活動法人のうち、次の要件を満たすもの

ア 奈良県内に事務所を有し、法第2条第1項に定める特定非営利活動を行う主たる

区域が奈良県内であること。

イ 特定非営利活動に関して原則1年以上の継続的な活動実績があること。

ウ 法第29条に規定する書類（事業報告書、収支計算書等）の全てを所轄庁に提出していること。

エ 法人の運営について、法に規定する適切な運営がなされていること。

オ 法人の運営について、県民が自主的・主体的に行っているものであること。

カ 過去に偽りその他不正の手段により登録されたことにより抹消された団体又は過去に基金の信用を損なう行為をしたため登録を抹消された団体ではないこと。

(2) 社会貢献活動及び地域貢献活動を主たる目的とする法人格のないボランティア団体、一般社団法人若しくは一般財団法人又は自治会、町内会、老人会、婦人会等の地縁組織のうち、次の全てを満たすもの。ただし、募集するテーマにより、社会福祉法人及び医療法人を加えることができるものとする。

ア 奈良県内に活動の拠点を有し、社会貢献活動や地域貢献活動を行う主たる区域が奈良県内であること。

イ 社会貢献活動や地域貢献活動に関して原則1年以上の継続的な活動実績があること。

ウ 団体の役員が法第20条に規定する欠格事項（成年被後見人、被保佐人、破産者で復権していないもの等）に該当しないこと。

エ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

オ 法第2条第2項第2号に該当する団体であること。

カ 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）、予算書類及び決算書類を整備していること。

キ 団体の運営を、県民が自主的・主体的に行っているものであること。

ク 過去に偽りその他不正の手段により登録されたことにより抹消された団体又は過去に基金の信用を損なう行為をしたため登録を抹消された団体ではないこと。

(3) 前記(1)または(2)に該当する複数の団体から構成される実行委員会等。ただし、「特定非営利活動又は社会貢献活動や地域貢献活動に関して原則1年以上の継続的な活動実績があること。」については構成団体の3分の2以上の団体が満たせば足りるものとする。

## 7 応募方法

○ 所定の申請用紙に必要事項を記入のうえ、奈良県くらし創造部協働推進課まで、**特定記録郵便**または**簡易書留郵便**（配達記録のある宅配便を含む。）で送付または持参してください（送付の場合は、締切日までに必ず届くことを確認してお送りください）。

(1) 申請期間

平成25年1月22日（火）から平成25年2月28日（木）17時まで【必着】

※持参の場合の受付時間は、午前9時～午後5時（午前12時～午後1時を除く）

## (2) 申請書類

本事業に応募する団体は、次の書類を1部作成し、申請してください（申請書類はお返しいたしませんので、必ずコピーをとっておいてください）。

- ①寄付者テーマ設定型協働推進事業企画提案書（様式1）
- ②事業計画書（様式2）
- ③事業の実施体制（様式3）
- ④団体目的等についての誓約書（様式4）
- ⑤団体の規約、定款等の写し
- ⑥直近1年間の事業報告書（書式は自由です）
- ⑦直近1年間の収支計算書（書式は自由です）
- ⑧その他参考資料（団体紹介パンフレット、機関誌等）

※複数の団体が実行委員会等を組織し共同提案する場合は、様式2の「事業計画書」の「2 団体の概要」、様式4の「団体目的等についての誓約書」、「団体の規約・定款の写し」、「直近1年間の事業報告書及び収支計算書」は、各団体ごとに作成してください。

※提出いただいた書類は、様式2の「事業計画書」の「2 団体の概要」中の「連絡責任者」欄以外は、全て原則公開対象の資料とします。

※書類の様式の電子データは、奈良県地域貢献サポート基金のホームページ上に掲載されていますので、ご利用ください。

奈良県地域貢献サポート基金のホームページ  
<http://www.nvn.pref.nara.jp/kikin/support/>

## 8 審査方法

### ○ 審査機関

「奈良県協働推進審査会」における審査を経て、補助団体、補助事業及び補助金額を決定します。

### ○ 審査方法

公開プレゼンテーション審査により審査します。

ただし、応募多数の場合には、書面審査により、公開プレゼンテーションを行う事業を絞る場合があります。

#### <公開プレゼンテーション審査>

- ①日時 平成25年3月26日（火）13時から16時30分まで（予定）
- ②場所 奈良県庁 5階 第一会議室

※公開プレゼンテーションを欠席された場合は失格となりますので、ご注意願います。

### ○ 審査結果

審査の結果については、奈良県地域貢献サポート基金のホームページ上に掲載するとともに、申請団体すべてに通知します。

○ 審査基準

審査項目	内 容
課題への対応性	・ 寄付者設定テーマに的確に対応し、十分にその解決を図り得るものとなっているか
公 益 性	・ 事業の受益者が特定の人や団体に限定されず、対象地域において不特定多数の者の利益となるなど、公共の利益を増進させるものとなっているか
実 行 力	・ 活動実績、実施体制など、事業の遂行能力は十分であるか ・ 事業の実施期間、事業経費の積算は適正か ・ 実施方法が、具体的かつ有効なものか
組織観・使命感	・ 事業の取り組みに意欲や熱意があるか ・ 積極的に情報公開に努めているか

9 補助事業の流れ

①事業の公募	平成25年1月22日から平成25年2月28日17:00まで【必着】
②事業の審査	公開プレゼンテーション 平成25年3月26日（火）13:00～16:30まで（予定） 開催場所：奈良県庁 5階 第一会議室  ※公開プレゼンテーションを欠席された場合は失格となります。 ※応募多数の場合、公開プレゼンテーションの前に、書面による審査を行う場合があります。
③採択事業の決定	平成25年3月下旬を予定
④事業実施	平成25年4月1日～平成26年2月28日 選定された事業計画書に沿って事業を実施  ※事業執行上必要がある場合は、一部補助金の概算払いをすることができます。
⑤実績報告及び精算払	事業完了後、20日以内に実績の報告が必要となります。 実績報告を確認後、補助金の精算払いを行います。

## 10 留意事項等

### ○ 情報公開への同意

審査過程の公平性及び透明性を高めるため、提案事業の概要、団体名及び審査結果をホームページ等により公表します。また、公開プレゼンテーション時には、提案事業の概要書を資料として来場者に配布するほか、県庁内の関係課にも情報提供を行います。

### ○ 選定された団体の義務

選定された団体は、別途定める県の補助金交付要綱の規定を遵守し、適正な経理処理を行う義務等を負います。また、事業実施後は、事業成果報告会での発表等、制度の普及・検証のためにご協力をお願いすることがあります。

奈良県くらし創造部協働推進課 〒630-8501 奈良市登大路町30

TEL 0742-27-8713 / FAX 0742-27-6139

E-mail [chiiki@office.pref.nara.lg.jp](mailto:chiiki@office.pref.nara.lg.jp)

URL <http://www.pref.nara.jp/kikin/>